○財務省告示第二百九号

インドネシア共和国産カットシート紙に係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十四年六月財務省告示第二百二十六号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査の結果、インドネシア共和国を原産国とするカットシート紙について、同条第一項の規定による不当廉売関税を課さないことが決定されたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

財務大臣　麻生　太郎

一　調査に係る貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　カットシート紙

㈡　銘柄、型式及び特徴　塗布してないシート状の紙（せん孔及び印刷のいずれもしてないものに限る。）のうち、折り畳んでない状態において一辺の長さが四百三十五ミリメートル以下で、その他の辺の長さが二百九十七ミリメートル以下のもので、かつ、重量が一平方メートルにつき四十グラム以上百五十グラム以下のもの。商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第四八〇二・五六号及び第四八〇二・六二号に分類される。主として、普通紙複写機（ＰＰＣ）並びに商業印刷及び一般印刷に使用される。

二　調査対象貨物の供給国

インドネシア共和国

三　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

㈠　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実（以下「不当廉売の事実」という。）

不当廉売差額は、原産国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引（以下「国内販売」という。）における価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、調査対象貨物が本邦への輸出のために販売された価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。

イ　供給者

インドネシア共和国所在の供給者に対して質問状を送付したところ、ピーティー・アヌグラ・ケルタス・ウタマ（PT. Anugrah Kertas Utama）（以下「ＡＫＵ」という。）、ピーティー・インダ・キアット・パルプ・アンド・ペーパー・ティービーケイ（PT. Indah Kiat Pulp and Paper Tbk.）（以下「ＩＫ」という。）、ピーティー・パブリク・ケルタス・チウィ・キミア・ティービーケイ（PT. Pabrik Kertas Tjiwi Kimia Tbk.）（以下「ＴＫ」という。）及びピーティー・ピンド・デリ・パルプ・アンド・ペーパー・ミルズ（PT. Pindo Deli Pulp and Paper Mills）（以下「ＰＤ」という。）から調査対象貨物の生産及び本邦への輸出並びに同種の貨物の生産及び国内販売について回答があり、これらの四者を供給者とすることとした。なお、ＩＫ、ＴＫ及びＰＤ（以下「ＩＫ等」という。）は連合しており、調査対象貨物の生産及び本邦への輸出並びに同種の貨物の生産及び国内販売に関し三者間で製造割合及び販売ルートを調整することが可能であるとの判断し、不当廉売差額の算出に当たっては、三者を一の事業体とみなすこととした。

ロ　正常価格

ＡＫＵの正常価格については、ＡＫＵ及びその関連企業の国内販売における価格を用いることとした。

ＩＫ等の正常価格については、ＩＫ等及びその関連企業の国内販売における価格を用いることとした。

ハ　輸出価格

ＡＫＵの輸出価格については、ＡＫＵは第三国所在の関連企業を介して調査対象貨物の本邦への輸出を行っていることから、当該関連企業の本邦輸入者向け輸出取引価格を用いることとした。

ＩＫ等の輸出価格については、ＩＫ等の本邦輸入者向け輸出取引価格（ただし、本邦輸入者がＩＫ等の関連企業である場合には当該関連企業が本邦の非関連企業に販売する価格）を用いることとした。

ニ　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、ＡＫＵを供給者とするものにあってはマイナス四・〇三パーセント、ＩＫ等を供給者とするものにあってはマイナス四・九九パーセントであると認められた。

ホ　結論

以上から、調査対象貨物の不当廉売の事実は認められなかった。

㈡　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実（以下「不当廉売輸入による損害の事実」という。）

調査対象貨物について、不当廉売の事実が認められなかったことから、不当廉売輸入による損害の事実は認められない。

㈢　調査により得られた結論

以上のように、不当廉売の事実及び不当廉売輸入による損害の事実が認められなかったことから、不当廉売関税を課さないことが決定された。

四　その他参考となるべき事項

調査の経緯並びに調査当局の認定及び結論の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省並びに当該各省のホームページで入手することができる。

○海上保安庁告示第百二十九号

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）第十条第十四項の規定に基づき、分離通航方式に関する告示（昭和五十二年海上保安庁告示第八十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年八月一日協定世界時〇時から施行する。

平成二十五年六月二十六日

海上保安庁長官　北村　隆志

別表の24の表を次のように改める。

24　ＴＥＸＥＬ沖分離通航方式

分離帯	通航路
イからニまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びイに掲げる地点とニに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面並びにホからルまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びホに掲げる地点とルに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面 1 イ　北緯52度52・31分東経3度53・83分の地点 ロ　北緯52度54・31分東経3度56・67分の地点 ハ　北緯52度55・22分東経3度58・32分の地点 ニ　北緯52度50・6分東経3度56・8分の地点 ホ　北緯52度49・59分東経3度58・56分の地点 ヘ　北緯52度56・53分東経4度0・92分の地点 ト　北緯53度6・48分東経4度20・79分の地点	ヲからワまでに掲げる地点を順次に結んだ線及びヲに掲げる地点とワに掲げる地点とを結んだ線によって囲まれた海面（分離帯を除く。） ヲ　北緯52度56・67分東経3度53・44分の地点 ワ　北緯53度8・17分東経4度16・35分の地点 カ　左欄のトに掲げる地点 ヨ　左欄のチに掲げる地点 タ　北緯53度3・82分東経4度27・8分の地点 レ　北緯52度58・6分東経4度22・34分の地点 ソ　北緯52度50・38分東経4度17・01分の地点 ツ　北緯52度44・6分東経4度9・9分の地点 ネ　北緯52度43・48分東経4度9・14分の地点 ナ　左欄のルに掲げる地点 ラ　左欄のホに掲げる地点 ム　左欄のニに掲げる地点 ウ　左欄のイに掲げる地点